大阪府緩和ケア普及啓発事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　府は、緩和ケアについての正しい知識の普及・浸透を図るため、予算の定めるところにより、大阪府緩和ケア普及啓発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成２６年９月１２日付け医政発０９１２第５号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第２条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、患者や家族に緩和ケアの普及啓発を行うため、緩和ケアに関するリーフレットの作成、啓発コーナーの整備などを行う事業とする。

（補助対象事業者）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業者は、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、小児がん拠点病院、大阪府がん診療拠点病院、大阪府がん診療推進病院、大阪府がん診療連携病院（肺がん）及び大阪府小児がん拠点病院（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第４条　補助基準額、対象経費、補助率は、別表のとおりとする。

（補助金交付額の算定方法）

第５条　この補助金の交付額は、事業区分毎に、次により算出された額の範囲内とする。ただし、事業区分毎に算出されたそれぞれの額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（１）別表の第１欄に定める補助基準額と第２欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

　（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第３欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　規則第４条第１項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府緩和ケア普及啓発業補助金交付申請書（様式第１号）

（２）要件確認申立書（様式第１の２号）

（３）暴力団等審査情報（様式第１の３号）

（４）その他知事が必要と認める書類

（経費配分の軽微な変更等）

第７条　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、２以上の事業費目に係る配分額のいずれか２０％以内で配分額の流用を行うとする場合の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の２０％以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号又は第２号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府緩和ケア普及啓発事業補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第２号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

４　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府緩和ケア普及啓発事業補助事業中止（廃止）変更承認申請書（様式第３号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第８条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合は３０万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（３）知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、府に納付させることがある。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（５）補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

　　ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後１０年間保管しておかなければならない。

　　　イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後１０年間保管しておかなければならない。

（６）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（７）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第４号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

　　　なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

（８）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金交付の申請の取下げ）

第９条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して１０日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

２　前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第10条　規則第１０条の規定による報告は、大阪府緩和ケア普及啓発事業遂行状況報告書（様式第５号）を知事が別に定める日までに提出することで行わなければならない。

（補助金の交付の変更申請）

第11条　補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、大阪府緩和ケア普及啓発事業補助金変更交付申請書（様式第６号）により、知事が定める日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　規則第１２条の規定による実績報告は、大阪府緩和ケア普及啓発事業補助金事業実績報告書（様式第７号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して３０日以内又は翌年度の４月１０日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条　知事は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

（立入調査）

第14条　知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第15条　知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、以下（１）から（４）のいずれかに

該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消し

に係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

1. 補助金の交付決定にあたり、規則第６条第２項の規定により知事が付した条件を順守

しなかったとき

（２）正当な理由なく補助金検査等を拒否したとき

（３）補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があった時

（４）虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになった

とき

（その他）

第16条　この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年１月１９日から施行し、平成２６年１２月２４日から適用する。

２　この要綱は平成３０年４月１日から施行する。

３　この要綱は令和２年７月１日から施行する。

４　この要綱は令和３年７月１日から施行する。

５　この要綱は令和４年７月１日から施行する。

６　この要綱は令和５年７月３日から施行する。

７　この要綱は令和７年７月１１日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １補助基準額 | ２補助対象経費 | ３補助率 |
| ５００千円 | 緩和ケア普及啓発事業を行うために直接必要な次に掲げる費用消耗需用費（印刷製本費、消耗品費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、委託料（デザイン料等）、備品購入費 | ２分の１ |